

各 業 者 様

入 札 等 説 明 書

本修繕について、注意していただきたいことは、次のとおりです。

修 繕 名	辻子一丁目さくら児童遊園ブロック土留ほか修繕
(1) 施 工 上 の 注 意 事 項	①関係法令を遵守すること。 ②契約後、関係機関との調整を速やかに行うこと。 ③着工前に、市監督職員と打合せ・現地立会・確認を行い施工すること。 ④地元関係者との連絡調整を率先して行うとともに、説明資料の作成等に協力すること。 ⑤交通誘導員を適切に配置し、修繕区域や周辺地域での安全管理を徹底すること。また、施工区域内へ第三者等が立入らないようにフェンス等を設置すること。（そのための費用は共通仮設の率分に含まれます。） ⑥出来形測定、品質管理は、的確な管理を行うこと。また、地中部等に埋まり検査時に確認できない不可視部については写真等で記録すること。 ⑦本修繕は、住宅密集地域に近接した施工のため、修繕に伴う公害防止（騒音、振動、粉塵、排出ガス等）に努めなければならない。 ⑧落札後速やかに材料手配を行い、着手すること。特にフェンス材など製作や調達に日数を要する資材等については早期に発注すること。 ⑨地下埋設管、架空線、既設構造物等について、事前に位置等の調査および必要に応じ協議、立会い依頼を行うこと。また、施工中に損傷させた場合には、直ちに市監督職員及び当該管理者に報告を行い、指示に従い適切な処置を行うこと。なお、復旧に掛かる費用については、受注者自らの負担において行うこと。また、工事の施工にあたって予想される架空線、地下埋設物件（電気、ガス、NTT、上水道、下水道など）は、当該管理者と現地立会の上、当該物件の位置、深さ等を確認し、事故防止対策について協議を行った上で、修繕に着手すること。
(2) 見 積 上 の 注 意 事 項	① 積算は、「令和7年度建設工事積算基準」等を適用している。 ② 労務単価は、「令和7年3月公表単価」等を適用している。 ③ 単価適用年月日は、「令和7年10月」等である。 ④ 施工地域・工事場所区分は、「市街地」である。 ⑤ 工事区分は、「公園工事」である ⑥ 消費税は「10%」である。

	⑦ 二次製品等の資材は、同等品もしくは、同等品以上のもので、監督職員の承諾を得ること。 ⑧ 本修繕については、当初契約において契約保証に要する費用（金銭的保証）を見込んでいる。 ⑨ 本修繕は週休２日工事の取り組みを「発注者指定方式（※月単位）」としており、高槻市週休２日工事実施要領に基づき施工するものとする。 ⑩ 植栽工の低木植栽については植栽割増（枯れ保証）を計上している。
（３）その他必要事項	① 現地踏査を十分に行い、設計図書、特記仕様書の内容を十分に理解した上で入札に応じること。 ② 工期を厳守すること。 ③ 道路使用許可等の必要な各協議・申請書類作成等は受注業者で行い市監督職員の承認を得ること。 ④ 公共工事における環境配慮（計画・実施）書の内容を施工計画に反映し、修繕を推進すること。 ⑤ 建設工事に係る資源の再資源化等に関する法律第１１条の規定により、通知書に内容を記載の上、担当課へ提出すること。 ⑥ 受注者は、再生資源利用〔促進〕（計画・実施）書を作成すること。なお、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（リサイクル法）の対象工事は、建設副産物情報交換システム（COBRIS）又は国土交通省のExcel様式にて提出すること。また、令和５年３月３日に公布された資源有効利用促進法省令の一部改正（令和５年５月２６日施行）では、元請業者は事前に当該工事の建設発生土の搬出先が盛土規制法の許可地であるかなどを確認すること、また、元請業者は建設発生土の搬出先に受領書の交付を求めることなどが必要となったため留意すること。 ⑦ 修繕現場に設置する工事看板については、高槻市工事標示板設置要綱を遵守すること。 ⑧ 本市契約検査課より「文書による改善指示等及び成績評定への反映について（お知らせ）」が発出され、施工計画書の提出期限・配置技術者の常駐義務・安全・品質・工程等の施工管理などにおいて、不備があれば改善指示（指示書）を実施していくことになっているため、本通知を熟読し、認識した上で入札に応じること。 ⑨ 受注者は、一次下請負者の社会保険等の加入状況を確認し、誓約書を提出すること。 ⑩ 特記仕様書を遵守すること。